

# 第1章 計画の策定にあたって

---



「ミーアキャットの家族 A」 蛭子 陽太

# 1. 計画策定の背景と趣旨

---

本市では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、平成19年3月に「北見市障がい者計画」を、平成27年3月には「第4期北見市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、平成24年6月には従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正し、難病患者を障がい者福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。

さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が成立し、平成28年4月から施行されています。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

障がいのある人に係る制度が大きく変化する中、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

これらを踏まえ、「北見市障がい者計画」が平成28年度末で計画期間を終了することとなることから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「第2期北見市障がい者計画」を策定します。

## 2. 本計画の対象とする障がい者とは

障がい者とは障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

## 3. 計画の位置づけ

### （1）策定根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

一方、北見市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき定められる「市町村障害福祉計画」にあたり、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

〈障がい者計画と障がい福祉計画の関係〉

#### 北見市障がい者計画

- 障害者基本法に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
- 計画期間：10年間で1期とする（第2期：平成29年度から平成38年度）
- 多分野（8つの目標）にわたる計画

#### 北見市障がい福祉計画

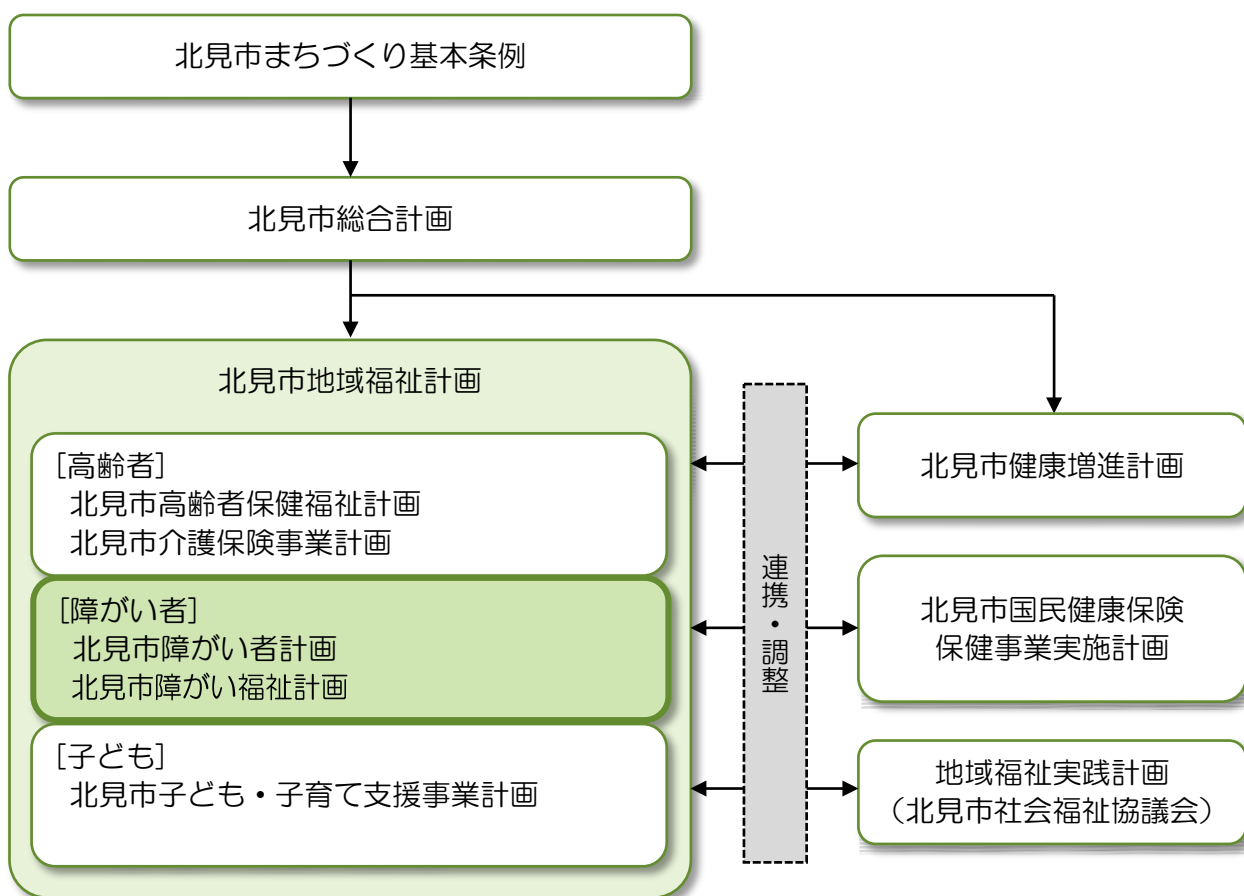
- 障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの確保に関する計画
- 計画期間：3年間で1期とする（現計画は平成29年度終了し、平成30年度から次期計画）
- 各年度におけるサービス種類ごとの必要見込み量（障がい福祉サービス、相談支援等）及び確保の方策、地域生活支援事業の実施方策等を定める

## (2) 他計画との関係

本計画は、「北見市総合計画」における障がい者部門の保健福祉計画の役割を担うとともに、福祉の全体計画である「第3期北見市地域福祉計画」の下、「北見市高齢者保健福祉計画」「北見市子ども・子育て支援事業計画」など、関連する保健福祉計画と整合性のある計画として策定します。

また、平成22年12月に施行された「北見市まちづくり基本条例」の基本理念・基本方針に沿った計画とします。

《北見市障がい者計画と他計画との関係》



## 4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度～平成38年度の10年とします。

但し、中間年（平成33年度）に制度変更等の変化に対応した見直しを行うこととします。

《第2期北見市障がい者計画の計画期間》



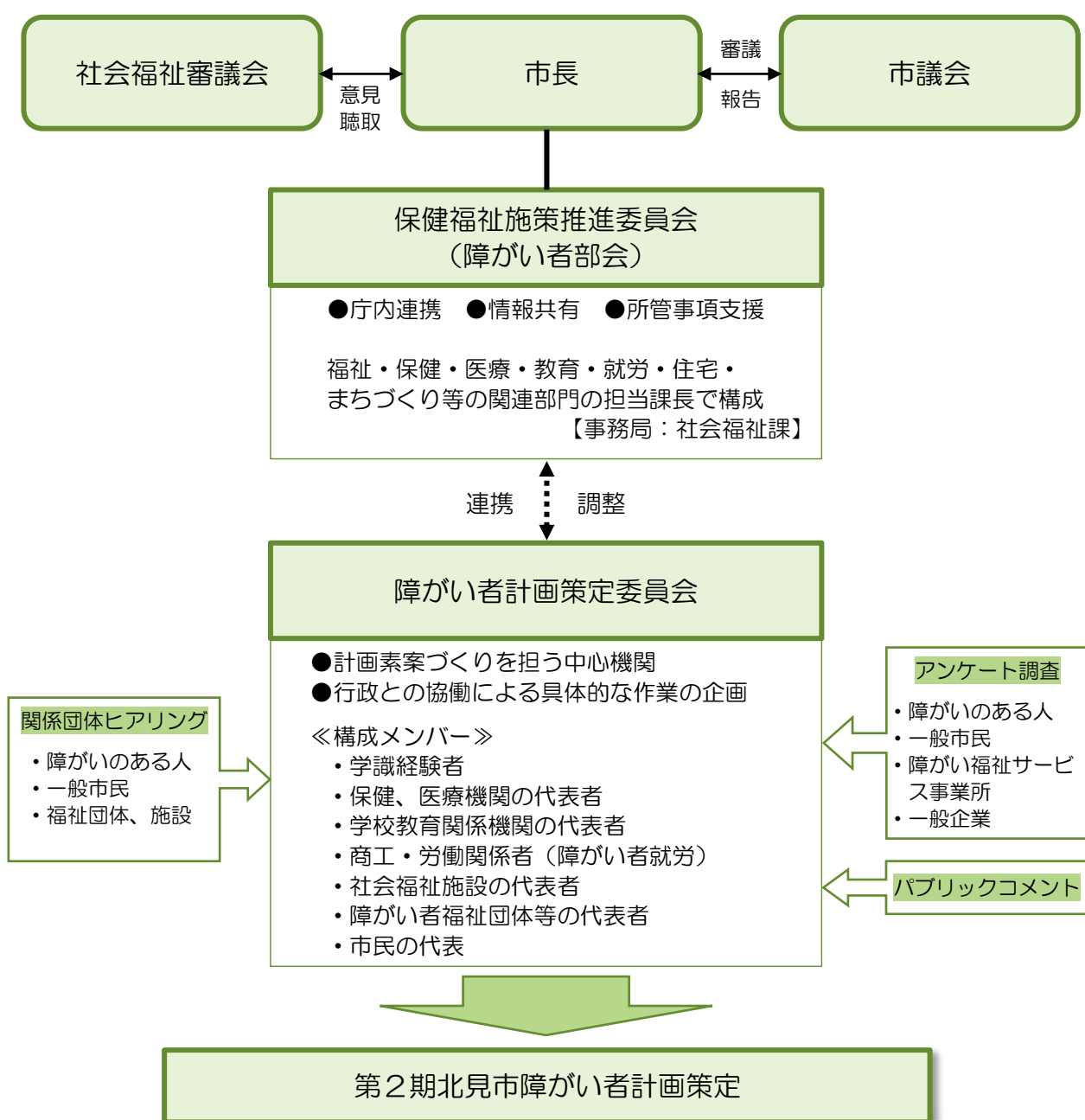
## 5. 計画策定の体制と方法

### (1) 策定体制

計画策定の中核機関として、学識経験者、障がい者福祉団体、市民の代表等、幅広い市民の参画を得て組織された「北見市障がい者計画策定委員会」を設置し、計画づくりを担いました。

また、庁内組織である「保健福祉施策推進委員会」及び「北見市社会福祉審議会」（社会福祉に関する市長の諮問機関）の意見を聴取し、策定を進めました。

《策定体制イメージ図》



## (2) 策定の方法

---

### ①障がい者施策に関する地域の課題やニーズの把握

障がい者施策に関する現状と課題を把握するとともに、障がいのある人のニーズや要望を把握するため、障がいのある人・一般市民・障がい福祉サービス事業所・一般企業を対象に「障がい者施策に関するアンケート調査」を実施したほか、「障がい者施策に関するヒアリング」を9回開催しました。

### ②情報の公開及び市民参画

市民参画の計画づくりを進めるためには、計画策定の基本的な考え方や策定状況を市民と情報共有することが重要と考え、市ホームページにて策定委員会の会議資料や議事録を随時、公開しました。

また、パブリックコメントにて計画素案を公表し、広く市民から意見募集を実施し、多様な意見等、情報、専門知識を提供していただきました。

## 6. 制度改正の概要

### (1) 近年の国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のためのさまざまな制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組が進められていく予定です。

#### 〈近年の国の動向〉

年 月	障がいのある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者自立支援法」施行 3 障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がいのある人を支える仕組みが構築される</li> </ul>
平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる</li> </ul>
平成 19 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者権利条約」に署名</li> </ul>
平成 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置</li> </ul>
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者基本法」改正 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など</li> </ul>
平成 24 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者総合支援法」成立</li> </ul>
平成 24 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</li> </ul>
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者総合支援法」一部施行 新たに難病を追加</li> <li>「障害者優先調達推進法」施行</li> <li>障がいのある人の法定雇用率の引き上げ (民間 1.8%から 2.0%、行政 2.1%から 2.3%)</li> </ul>
平成 25 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行</li> <li>「障害者差別解消法」成立</li> <li>「障害者雇用促進法」改正</li> </ul>
平成 26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「障害者権利条約」批准</li> </ul>
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「精神保健福祉法」改正</li> <li>「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化など</li> </ul>
平成 27 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行</li> </ul>
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者差別解消法」施行</li> </ul>
平成 28 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化など</li> </ul>
平成 28 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「発達障害者支援法」改正施行</li> </ul>



## (2) 制度改正の主なポイント

### 1) 「障害者総合支援法」の施行

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。

#### 《障害者総合支援法のポイント》

##### ①目的・基本理念

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。

また、基本理念は、平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされています。

##### ②障がいのある人の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられています。

##### ③障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。

また、知的障がい及び精神障がいについては、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。

##### ④障がいのある人に対する全国共通の支援体系

重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がいのある人へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

##### ⑤サービス基盤の計画的整備

障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルに沿って障がい福祉計画を見直すことが規定されました。

また、自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、障がいのある人や家族の参画が法律上に明記されています。

## 2) 「障害者基本法」の改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものであります。

## 3) 「障害者差別解消法」の施行

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、国や自治体など行政機関は、障がいのある人の要望等に応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成28年4月に施行されました。

## 4) 「難病法」の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。

指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進などについてこの法律で定めています。

## 5) 「児童福祉法」の改正

平成24年の改正では、障がいのある児童の定義が見直され、身体及び知的に障がいのある児童に、精神に障がいのある児童が加えられ、平成25年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がいのある児童の定義に難病が追加されました。

また、平成28年6月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められています。

## 6) 「発達障害者支援法」の改正

平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がいのある人の支援を一層充実させるため、平成28年8月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がいのある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がいのある人を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記されるなど、改正は法律全般にわたっています。